

平成18年度公共工事設計労務単価（基準額）について

国土交通省総合政策局労働資材対策室

農林水産省及び国土交通省が、平成17年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成18年度当初からの公共工事の工事費の積算に用いるための平成18年度公共工事設計労務単価（基準額）を決定した。



平成18年度公共工事設計労務単価（基準額）の概要

(1) 概要

平成18年度単価は、50職種計で17,262円となった。

決定した都道府県別・職種別の単価一覧を「平成18年度公共工事設計労務単価（基準額）」に示す。

本単価は、国土交通省総合政策局労働資材対策室及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧可能としている。

(2) 単価設定に当たっての改正点 職種定義の改正

以下の職種の定義と作業内容を改正した。

「特殊作業員」において、「コンクリートポンプ車の筒先作業」を明記する。

「内装工」において、「ブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業」を明記する。



公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図 1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

(2) 単価に含まれない賃金，手当，経費

- ① 時間外，休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費及び一般管理費等の諸経費

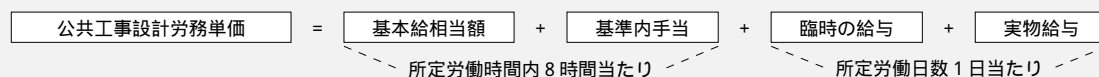
（例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

・下請契約における労務単価や雇用契約における

図 1 単価の構成



労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと

- ・本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり(2)に示すものは含まれないこと



公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定に当たっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成17年10月（以下「調査月」という）に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,593件。地方別の有効工事件数を表1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する50職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で124,076人。地方別の有効標本数を表1に示す。

④ 設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間当たり、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、設計労務単価を決定。

⑤ その他

平成17年10月調査の対象となった工事の件名及

表 1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	1,090	16,044
東北	1,487	18,972
関東	1,787	21,469
北陸	881	10,215
中部	1,272	10,978
近畿	1,512	11,909
中国	1,122	10,364
四国	772	6,195
九州	1,404	14,715
沖縄	266	3,215
全国計	11,593	124,076

(参考資料) 平成18年度公共工事設計労務単価の概要を別表1及び別表2に示す。

別表 1 単価の概要

(地方連絡協議会別, 50職種計)

地方連絡協議会名	単価の平均(円) ^{注)}		伸び率 (%)
	H17単価	H18単価	
北海道	15,378	15,305	-0.5
東北	16,288	16,010	-1.7
関東	17,859	17,852	0.0
北陸	16,664	16,550	-0.7
中部	17,921	17,826	-0.5
近畿	17,315	17,313	0.0
中国	16,193	16,105	-0.5
四国	16,232	16,046	-1.1
九州	15,601	15,482	-0.8
沖縄	17,151	16,949	-1.2
全国計	17,376	17,262	-0.7

(注) 地方連絡協議会単位の単価設定としている職種(潜かん工, 潜かん世話役, さく岩工, トンネル作業員, トンネル世話役, 橋りょう特殊工, 高級船員, 普通船員: 計8職種), 及び平成17年度単価または平成18年度単価が未設定となる職種以外の各職種の単価を単純平均したもの。

なお, 全国計欄は, 各職種別の単価の平均を単純平均したものの。

別表 2 単価の概要(主要11職種)

職種名	単価の平均(円) ^{注)}		伸び率 (%)
	H17単価	H18単価	
特殊作業員	16,489	16,243	-1.5
普通作業員	13,228	13,098	-1.0
軽作業員	10,196	10,143	-0.5
とび工	16,291	16,177	-0.7
鉄筋工	16,451	16,189	-1.6
運転手(特殊)	17,026	16,770	-1.5
運転手(一般)	15,115	14,940	-1.2
型わく工	16,966	16,777	-1.1
大工	17,440	17,196	-1.4
左官	16,174	15,913	-1.6
交通誘導員	7,887	7,883	-0.1
主要11職種計	14,842	14,666	-1.2

(注) 各都道府県の単価を単純平均したもの。

び請負会社名(元請)を各地方連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局, 北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等)で閲覧することが可能。

平成18年度公共工事設計労務単価（基準額）①

- 1 本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は含まれていない。

（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	14,000	11,500	9,400	14,900	16,500	14,800	19,200	18,500	15,100	13,600
東北	02 青森県	17,800	13,000	9,600	15,300	17,000	15,300	20,500	19,200	14,100	16,400
	03 岩手県	15,900	13,300	9,600	15,300	17,200	14,200	20,500	19,500	13,300	15,600
	04 宮城県	16,400	12,400	9,700	15,500	16,200	14,800	20,400	19,300	14,100	17,700
	05 秋田県	16,500	12,700	10,100	15,300	16,500	14,700	21,000	19,500	13,600	16,400
	06 山形県	15,800	12,300	10,400	15,400	15,500	14,500	19,900	19,100	14,900	16,500
	07 福島県	15,500	11,800	9,700	15,600	16,300	14,600	18,900	19,500	14,900	16,900
	関東	08 茨城県	15,500	13,200	9,900	16,000	15,600	17,100	21,000	21,400	16,200
09 栃木県		16,000	13,400	11,000	15,900	16,200	16,800	21,000	21,400	16,500	16,900
10 群馬県		16,100	13,000	9,900	15,800	16,800	15,900	20,500	21,100	15,800	15,900
11 埼玉県		15,800	13,500	10,100	16,000	17,000	17,200	20,800	20,900	17,500	18,000
12 千葉県		16,100	13,700	10,300	16,200	18,000	18,000	21,000	21,500	16,900	17,100
13 東京都		16,700	14,100	10,800	16,200	19,000	17,800	21,300	21,900	18,300	18,300
14 神奈川県		16,300	13,800	11,400	16,300	18,100	17,900	21,500	21,600	17,000	16,500
19 山梨県		18,000	14,700	10,700	16,300	18,100	17,200	21,500	21,600	17,500	16,800
20 長野県		16,300	14,100	10,800	15,800	16,400	16,000	21,000	19,800	16,900	16,300
北陸		15 新潟県	14,700	12,500	10,200	15,400	14,900	14,600	19,500	20,600	14,500
	16 富山県	15,700	13,900	10,500	15,300	17,700	16,200	19,800	20,900	16,300	16,700
	17 石川県	16,400	13,700	10,700	15,000	17,600	16,800	20,100	20,900	17,000	17,500
中部	21 岐阜県	17,500	14,200	11,800	15,900	16,600	16,500	25,200	23,500	16,700	16,600
	22 静岡県	17,300	13,800	10,800	16,400	17,000	16,800	24,200	24,800	16,600	16,500
	23 愛知県	16,900	13,900	12,300	16,300	16,300	17,000	25,600	24,800	17,000	17,300
	24 三重県	17,700	13,800	10,900	15,900	16,700	17,000	25,600	22,000	16,600	17,400
近畿	18 福井県	16,700	14,300	10,900	15,500	16,900	17,000	22,200	18,100	16,500	16,000
	25 滋賀県	16,500	13,600	10,900	15,300	16,700	17,100	21,900	18,300	16,300	17,800
	26 京都府	16,000	13,700	10,400	15,400	17,100	17,400	22,800	18,100	16,800	16,900
	27 大阪府	15,800	13,300	10,000	15,500	17,200	18,100	23,100	17,700	17,400	16,300
	28 兵庫県	16,300	13,500	9,800	15,800	16,900	17,100	23,000	19,000	15,900	15,900
	29 奈良県	16,000	14,200	10,200	15,500	16,900	18,200	22,900	18,100	16,500	17,000
	30 和歌山県	16,200	14,100	10,500	15,500	16,900	17,400	22,900	18,100	16,500	16,600
中国	31 鳥取県	15,000	11,700	9,400	15,200	15,500	15,600	20,900	19,300	15,600	15,100
	32 島根県	16,100	11,800	9,400	14,400	15,300	15,000	20,900	19,300	15,400	15,300
	33 岡山県	15,400	12,900	9,900	15,200	16,300	16,400	20,900	19,300	15,900	15,300
	34 広島県	15,800	13,300	9,800	14,500	16,400	15,300	20,800	19,300	15,600	15,700
	35 山口県	15,100	12,300	8,900	14,600	15,700	15,600	20,800	19,300	15,400	15,000
四国	36 徳島県	15,700	12,700	10,300	14,000	18,400	15,400	25,500	24,400	14,900	15,800
	37 香川県	16,500	13,300	10,400	13,900	17,900	15,800	25,500	24,400	15,100	15,900
	38 愛媛県	15,800	12,300	10,400	14,000	17,800	16,000	25,800	24,400	15,300	15,300
	39 高知県	16,600	13,500	10,900	14,000	17,800	15,600	25,600	24,400	15,200	15,300
九州	40 福岡県	15,900	12,100	9,600	14,400	15,400	15,600	18,500	19,400	13,900	14,600
	41 佐賀県	15,300	12,800	9,300	14,300	15,200	15,300	18,700	19,900	14,000	15,500
	42 長崎県	15,400	11,300	8,000	14,400	15,100	14,800	18,700	19,900	13,700	15,200
	43 熊本県	16,500	12,300	9,800	14,400	16,700	15,000	18,100	19,200	13,800	15,800
	44 大分県	15,400	11,200	8,700	14,400	15,100	14,900	18,600	19,700	13,700	15,300
	45 宮崎県	17,600	12,000	9,100	14,300	15,800	14,400	19,000	19,900	13,900	15,200
	46 鹿児島県	19,000	13,900	10,300	14,400	17,200	16,500	19,000	20,000	13,800	16,000
沖縄	47 沖縄県	17,900	13,200	9,200	15,700	14,900	19,100	20,600	22,100	13,700	16,300

平成18年度公共工事設計労務単価（基準額）②

- 1 本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は含まれていない。

（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 （特殊）	運転手 （一般）	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
北海道	01 北海道	13,800	14,200	14,600	14,600	11,800	19,300	24,900	15,800	21,100	17,500
東北	02 青森県	13,900	13,400	13,300	19,100	17,500	21,000	24,900	15,900	20,900	15,400
	03 岩手県	13,700	13,400	13,800	17,600	15,000	21,000	24,900	15,900	21,400	15,400
	04 宮城県	14,500	13,500	13,300	17,700	15,800	21,000	24,900	15,900	21,300	15,400
	05 秋田県	14,500	13,400	13,300	17,900	17,500	21,000	24,900	15,900	21,000	15,400
	06 山形県	13,700	14,500	13,400	16,500	15,000	21,000	24,900	15,900	21,400	15,400
	07 福島県	13,400	14,900	14,100	14,600	13,000	21,000	24,900	15,900	20,900	15,400
	関東	08 茨城県	16,100	17,200	19,600	15,300	14,100	21,100	24,100	17,500	20,300
09 栃木県		16,200	16,400	19,600	16,800	16,400	21,100	24,100	17,500	19,900	16,100
10 群馬県		15,800	15,200	19,300	15,800	13,900	21,100	24,100	17,500	21,400	16,100
11 埼玉県		16,900	17,000	19,300	16,900	14,700	21,100	24,100	17,500	19,600	16,100
12 千葉県		16,700	17,400	19,500	16,600	15,400	21,100	24,100	17,500	19,600	16,100
13 東京都		16,700	17,300	20,300	17,600	15,300	21,100	24,100	17,500	18,300	16,100
14 神奈川県		16,700	17,300	20,300	18,000	15,900	21,100	24,100	17,500	20,100	16,100
19 山梨県		16,600	18,000	19,600	18,400	15,800	21,100	24,100	17,500	21,100	16,100
20 長野県		16,200	17,300	18,500	16,400	14,700	21,100	24,100	17,500	22,800	16,100
北陸		15 新潟県	14,500	15,700	14,900	14,900	13,600	20,800	24,300	17,200	22,100
	16 富山県	15,000	16,000	16,000	16,300	14,600	20,800	24,300	17,200	23,200	17,900
	17 石川県	14,700	16,000	16,000	16,900	15,100	20,800	24,300	17,200	22,000	17,900
中部	21 岐阜県	16,000	17,100	19,000	18,100	16,200	21,000	22,200	17,500	21,400	16,100
	22 静岡県	15,900	18,100	19,500	17,100	15,300	21,000	22,200	17,500	23,700	16,100
	23 愛知県	15,900	17,600	19,300	17,600	16,400	21,000	22,200	17,500	20,100	16,100
	24 三重県	16,200	16,900	19,200	17,600	16,000	21,000	22,200	17,500	19,600	16,100
近畿	18 福井県	16,300	17,400	18,100	17,000	16,600	20,800		16,700	22,100	17,200
	25 滋賀県	16,500	17,000	18,000	17,300	15,200	20,800		16,700	23,800	17,200
	26 京都府	16,800	17,900	18,100	16,300	14,900	20,800		16,700	21,700	17,200
	27 大阪府	16,900	17,900	18,000	16,700	14,700	20,800		16,700	18,700	17,200
	28 兵庫県	16,400	17,000	18,400	16,200	14,700	20,800		16,700	19,500	17,200
	29 奈良県	16,800	17,900	18,300	17,400	14,700	20,800		16,700	19,900	17,200
	30 和歌山県	16,800	17,600	17,900	16,900	14,500	20,800		16,700	19,700	17,200
中国	31 鳥取県	15,000	14,700	16,700	14,900	11,900	22,400	27,700	16,800	22,400	17,300
	32 島根県	14,100	14,200	15,700	15,200	12,500	22,400	27,700	16,800	24,500	17,300
	33 岡山県	15,000	14,900	16,700	16,000	13,900	22,400	27,700	16,800	21,000	17,300
	34 広島県	14,500	14,700	15,700	15,800	14,300	22,400	27,700	16,800	22,800	17,300
	35 山口県	14,200	14,400	15,700	15,000	13,300	22,400	27,700	16,800	23,100	17,300
四国	36 徳島県	15,300	14,200	14,800	15,300	14,700	20,200		17,500	22,600	15,600
	37 香川県	15,300	14,200	14,800	16,300	14,300	20,200		17,500	22,100	15,600
	38 愛媛県	15,300	14,200	14,800	16,700	14,800	20,200		17,500	21,500	15,600
	39 高知県	15,300	14,200	14,900	16,900	15,100	20,200		17,500	22,000	15,600
九州	40 福岡県	12,900	13,600	14,500	15,100	12,500	20,200	29,300	17,200	20,500	16,400
	41 佐賀県	12,800	13,600	14,400	18,300	15,100	20,200	29,300	17,200	21,400	16,400
	42 長崎県	12,800	13,700	14,400	15,300	13,800	20,200	29,300	17,200	21,900	16,400
	43 熊本県	12,600	13,600	14,400	15,900	14,700	20,200	29,300	17,200	22,000	16,400
	44 大分県	12,700	13,800	14,400	17,600	16,400	20,200	29,300	17,200	21,500	16,400
	45 宮崎県	12,400	13,400	14,400	17,700	15,300	20,200	29,300	17,200	22,400	16,400
	46 鹿児島県	12,400	13,400	14,400	19,700	17,400	20,200	29,300	17,200	22,200	16,400
沖縄	47 沖縄県	16,500	14,100	15,200	20,400	17,900			17,200	19,900	15,700

平成18年度公共工事設計労務単価（基準額）③

- 1 本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は含まれていない。

（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜 水 士	潜 水 連絡員	潜 水 送気員
北海道	01 北海道	23,700	20,200	20,100	24,600	16,800	19,700	17,200	24,700	16,500	15,000
東北	02 青森県	22,800	18,700	18,800	23,300	21,700	19,900	16,400	30,600	18,800	19,100
	03 岩手県	22,800	18,700	18,900	23,500	20,100	19,900	16,400	30,600	18,800	19,100
	04 宮城県	22,800	18,700	18,700	23,500	19,300	19,900	16,400	30,600	18,800	19,100
	05 秋田県	22,800	18,700	18,900	23,600	21,600	19,900	16,400	30,600	18,800	19,100
	06 山形県	22,800	18,700	20,500	22,900	19,300	19,900	16,400	30,600	18,800	19,100
	07 福島県	22,800	18,700	21,000	22,900	17,900	19,900	16,400	30,600	18,800	19,100
	関東	08 茨城県	22,600	21,700	21,900	24,400	18,600	22,500	17,300	26,300	17,200
09 栃木県		22,600	21,700	22,100	24,400	19,300	22,500	17,300	26,300	17,300	18,800
10 群馬県		22,600	21,700	22,200	24,200	19,100	22,500	17,300	25,500	18,100	17,700
11 埼玉県		22,600	21,700	21,900	24,300	18,800	22,500	17,300	26,300	17,600	18,900
12 千葉県		22,600	21,700	22,200	24,300	19,600	22,500	17,300	26,300	17,600	18,900
13 東京都		22,600	21,700	22,400	24,700	20,300	22,500	17,300	26,000	17,500	19,100
14 神奈川県		22,600	21,700	22,000	24,400	19,800	22,500	17,300	26,200	17,500	18,800
19 山梨県		22,600	21,700	21,900	24,300	21,100	22,500	17,300	26,300	17,500	19,100
20 長野県		22,600	21,700	22,500	23,000	20,200	22,500	17,300	25,300	17,700	17,600
北陸		15 新潟県	24,100	18,600	21,700	22,700	17,400	21,600	17,800	27,500	18,100
	16 富山県	24,100	18,600	22,000	22,700	19,100	21,600	17,800	26,700	18,200	17,700
	17 石川県	24,100	18,600	22,500	22,700	19,900	21,600	17,800	27,000	18,600	17,700
中部	21 岐阜県	22,500	21,000	21,700	23,600	21,000	22,300	17,400	27,500	18,300	17,800
	22 静岡県	22,500	21,000	22,400	23,600	21,300	22,300	17,400	28,300	18,100	18,500
	23 愛知県	22,500	21,000	23,100	23,600	20,000	22,300	17,400	27,900	18,200	17,900
	24 三重県	22,500	21,000	22,300	23,800	20,200	22,300	17,400	27,500	18,200	17,800
近畿	18 福井県	22,800	21,200	21,600	23,800	19,800	22,200	17,300	27,200	19,600	19,400
	25 滋賀県	22,800	21,200	21,700	24,200	18,900	22,200	17,300	25,700	19,100	18,700
	26 京都府	22,800	21,200	22,800	24,300	18,400	22,200	17,300	25,700	19,100	18,900
	27 大阪府	22,800	21,200	23,100	24,700	18,800	22,200	17,300	26,400	19,700	19,600
	28 兵庫県	22,800	21,200	22,500	24,300	17,900	22,200	17,300	28,000	19,600	19,600
	29 奈良県	22,800	21,200	22,700	24,100	18,900	22,200	17,300	25,700	19,200	18,800
	30 和歌山県	22,800	21,200	23,200	24,200	18,800	22,200	17,300	25,700	19,100	18,800
中国	31 鳥取県	24,300	20,400	19,900	23,200	17,800	22,700	16,500	27,700	19,200	19,800
	32 島根県	24,300	20,400	17,500	23,500	17,600	22,700	16,500	28,000	19,500	19,700
	33 岡山県	24,300	20,400	19,800	23,400	17,900	22,700	16,500	27,600	19,200	19,800
	34 広島県	24,300	20,400	17,600	23,600	18,200	22,700	16,500	27,800	19,400	19,700
	35 山口県	24,300	20,400	17,500	23,400	16,800	22,700	16,500	27,900	19,500	19,600
四国	36 徳島県	22,200	19,700	21,000	22,600	18,200	23,700	17,200	24,800	14,300	17,000
	37 香川県	22,200	19,700	21,000	22,700	17,900	23,700	17,200	24,900	14,300	17,000
	38 愛媛県	22,200	19,700	21,000	22,300	18,800	23,700	17,200	24,900	14,800	17,700
	39 高知県	22,200	19,700	21,000	22,600	18,000	23,700	17,200	24,900	14,500	17,000
九州	40 福岡県	23,800	19,400	17,700	23,800	17,900	21,500	16,200	27,700	16,700	17,600
	41 佐賀県	23,800	19,400	17,100	24,100	17,800	21,500	16,200	27,700	16,700	17,600
	42 長崎県	23,800	19,400	16,500	24,000	17,700	21,500	16,200	27,700	16,700	17,600
	43 熊本県	23,800	19,400	17,100	23,100	17,700	21,500	16,200	27,700	16,700	17,600
	44 大分県	23,800	19,400	16,900	23,200	18,900	21,500	16,200	27,700	16,800	17,600
	45 宮崎県	23,800	19,400	16,300	23,800	19,400	21,500	16,200	27,700	16,700	17,600
	46 鹿児島県	23,800	19,400	16,600	24,000	21,100	21,500	16,200	27,700	16,500	17,600
沖縄	47 沖縄県	23,900	22,200	18,100	28,500	21,100	20,300	16,600	30,000	19,000	19,900

平成18年度公共工事設計労務単価（基準額）④

- 1 本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は含まれていない。

（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	15,600	16,700	14,200	14,300	15,100	15,500	14,500	13,700	13,400	16,700
東北	02 青森県	17,500	20,600	19,000	16,500	16,800	13,800	14,700	13,400	13,700	15,600
	03 岩手県	17,500	20,500	18,300	16,300	17,200	13,800	14,700	12,900	13,700	15,600
	04 宮城県	17,500	20,600	19,000	16,500	17,400	14,200	14,700	13,200	13,700	15,600
	05 秋田県	17,500	20,300	16,300	17,900	16,500	13,900	14,700	12,900	13,700	15,600
	06 山形県	17,500	18,000	16,500	15,300	15,300	14,500	13,700	13,800	13,600	15,600
	07 福島県	18,900	23,300	15,300	17,200	15,900	15,700	13,800	14,200	13,800	15,700
	関東	08 茨城県	22,200	29,800	17,100	19,100	17,400	16,700	16,700	18,400	15,400
09 栃木県		21,900	30,600	16,300	19,300	17,400	16,300	17,500	18,400	15,400	17,400
10 群馬県		22,200	27,600	16,000	19,000	16,000	16,100	16,900	17,600	15,600	16,700
11 埼玉県		22,200	31,000	18,000	20,100	17,600	17,500	16,900	18,600	15,500	17,600
12 千葉県		22,200	29,600	18,400	21,200	18,100	17,800	17,100	19,000	15,800	17,700
13 東京都		23,000	28,500	17,600	21,100	18,100	18,200	17,900	18,500	15,800	17,500
14 神奈川県		22,800	28,600	18,500	20,100	17,400	18,100	17,000	18,200	15,700	17,500
19 山梨県		23,000	28,600	18,300	19,900	17,300	17,700	17,100	18,400	15,900	17,600
20 長野県		22,800	24,100	16,400	18,700	15,800	16,600	16,500	17,000	15,200	16,500
北陸		15 新潟県	21,600	19,800	14,900	16,000	14,800	15,400	13,900	14,400	14,400
	16 富山県	21,500	21,700	18,200	16,000	14,800	16,200	14,600	14,900	14,500	16,500
	17 石川県	22,200	22,000	17,200	16,000	14,700	16,700	14,700	14,300	14,400	16,400
中部	21 岐阜県	24,500	23,300	19,300	18,200	15,800	16,900	16,300	15,700	14,300	15,900
	22 静岡県	23,500	25,200	18,200	18,200	16,600	17,400	17,100	17,400	15,200	14,900
	23 愛知県	25,900	23,800	18,000	18,200	16,300	16,800	16,700	17,500	14,400	14,400
	24 三重県	22,700	24,100	17,400	18,200	16,100	17,100	16,500	17,200	14,300	14,900
近畿	18 福井県	19,300	24,100	16,800	17,200	16,000	16,700	16,000	15,700	15,100	15,900
	25 滋賀県	19,700	23,300	17,300	17,000	16,200	16,600	16,300	15,800	15,300	16,000
	26 京都府	20,100	23,300	17,300	17,700	15,900	16,700	16,600	16,100	16,100	16,800
	27 大阪府	20,000	23,300	17,400	18,000	15,900	16,100	16,500	16,400	16,900	17,100
	28 兵庫県	20,000	23,300	16,200	16,500	16,800	15,400	16,300	16,300	15,100	16,500
	29 奈良県	20,100	23,300	17,400	17,700	16,100	16,800	16,600	16,300	16,100	16,800
	30 和歌山県	20,100	23,300	17,900	17,800	16,200	16,500	16,600	16,300	16,100	16,800
中国	31 鳥取県	17,700	19,100	15,300	16,800	15,400	14,700	15,300	15,700	14,900	14,400
	32 島根県	16,400	21,900	15,700	16,600	14,300	14,500	14,100	15,500	14,500	14,000
	33 岡山県	17,700	19,100	15,600	16,800	16,500	15,100	15,500	15,700	14,900	14,400
	34 広島県	16,400	21,900	16,100	16,600	15,000	14,900	14,000	15,600	14,500	14,000
	35 山口県	16,400	21,900	15,500	16,600	14,500	14,800	14,100	15,400	14,500	14,000
四国	36 徳島県	19,100	23,600	15,000	14,900	15,800	14,600	14,000	14,200	14,000	
	37 香川県	19,000	23,900	15,600	14,900	15,700	15,000	14,200	14,200	14,000	
	38 愛媛県	18,900	23,600	16,500	15,100	15,800	14,400	14,900	14,200	13,800	
	39 高知県	18,800	23,900	15,400	14,900	15,900	14,700	14,100	14,000	14,000	
九州	40 福岡県	17,400	16,100	14,700	16,000	14,200	13,700	13,200	14,200	13,900	16,000
	41 佐賀県	17,400	16,100	17,500	15,800	14,600	13,500	13,300	14,200	13,900	16,200
	42 長崎県	17,400	16,200	15,700	15,800	14,400	13,300	13,300	14,300	13,900	15,800
	43 熊本県	17,400	16,200	14,500	16,500	14,100	13,800	13,300	14,100	14,000	16,200
	44 大分県	17,400	16,200	14,700	15,900	13,900	13,800	13,300	14,000	13,900	16,200
	45 宮崎県	17,400	16,200	16,400	15,400	14,300	13,600	13,300	14,400	13,900	16,200
	46 鹿児島県	17,400	16,200	18,100	16,500	15,500	13,700	13,400	14,100	13,900	16,200
沖縄	47 沖縄県			17,500	17,900	16,500	13,900	16,500	15,500		16,400

平成18年度公共工事設計労務単価（基準額）⑤

- 1 本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は含まれていない。

（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	交通誘導員	建具工	ダクト工	保温工	建築ブロッック工	設備機械工
北海道	01 北海道	13,800		14,500	11,900	7,400	13,800	15,700	16,500	15,000	13,900
東北	02 青森県	14,700	13,700	13,600	12,900	6,900	11,700	13,800	13,600	14,600	14,000
	03 岩手県	14,700	13,700	13,600	13,200	7,100	11,400	13,800	13,500	14,600	14,100
	04 宮城県	14,600	13,700	13,000	13,200	7,500	11,400	13,600	13,600	14,600	14,000
	05 秋田県	14,700	13,700	13,600	13,000	6,700	11,400	13,700	13,500	14,600	13,800
	06 山形県	14,400	14,200	13,800	13,500	7,200	11,300	14,300	13,800	12,400	14,600
	07 福島県	14,500	14,400	14,500	13,200	8,000	11,400	14,400	14,300	13,700	15,200
	関東	08 茨城県	16,800	16,000	16,900	15,600	9,000	15,000	15,600	17,500	16,900
09 栃木県		16,800	16,000	16,900	15,600	7,900	15,000	15,600	17,400	16,900	18,300
10 群馬県		15,700	16,000	17,100	15,300	7,700	15,000	15,100	16,500	16,700	17,900
11 埼玉県		16,500	16,400	18,200	16,500	8,300	15,000	15,500	17,700	16,900	18,300
12 千葉県		16,500	16,400	17,900	16,400	8,200	15,000	15,700	17,600	16,900	18,300
13 東京都		16,600	16,400	17,700	16,400	8,600	15,000	15,600	17,500	16,900	18,300
14 神奈川県		16,900	16,400	18,000	16,400	8,700	15,000	15,600	17,400	17,100	18,400
19 山梨県		16,900	16,400	17,900	16,500	8,800	15,000	15,500	17,300	17,100	18,400
20 長野県		16,200	17,300	18,000	16,200	8,200	14,100	15,400	16,900	17,600	18,000
北陸		15 新潟県	14,800	15,400	15,400	12,900	7,600	12,700	14,400	15,300	13,800
	16 富山県	13,800	16,600	16,800	13,600	8,300	12,900	15,100	15,600	15,500	16,100
	17 石川県	13,800	17,500	15,100	13,700	8,700	12,400	15,600	15,800	15,500	16,500
中部	21 岐阜県	16,600	17,300	16,900	15,000	8,600	13,800	14,900	16,700	17,500	17,500
	22 静岡県	17,100	16,100	16,900	16,500	8,400	15,100	14,900	16,500	17,800	17,300
	23 愛知県	16,500	16,100	17,500	16,000	8,300	13,700	14,700	16,200	17,800	17,100
	24 三重県	16,600	15,100	16,300	15,500	8,100	13,400	15,100	16,100	19,000	17,700
近畿	18 福井県	15,000	16,500	16,300	16,100	8,800	13,400	15,300	16,500	17,200	16,700
	25 滋賀県	15,000	16,500	16,000	17,400	7,900	13,800	15,100	16,700	18,400	16,800
	26 京都府	15,300	16,600	16,000	17,900	8,000	13,800	15,100	17,000		16,900
	27 大阪府	15,300	16,500	15,900	18,000	7,500	13,800	15,100	16,800		16,700
	28 兵庫県	15,800	15,300	15,500	17,000	7,400	13,400	15,500	16,200	14,900	16,400
	29 奈良県	15,300	16,500	15,800	18,100	7,600	13,800	15,100	17,000		16,900
	30 和歌山県	15,300	16,500	15,800	18,100	7,600	13,800	15,100	17,000		16,900
中国	31 鳥取県	14,900	15,300	14,800	15,700	7,500	13,000	14,700	15,500	14,000	15,500
	32 島根県	15,000	14,600	14,300	14,800	7,900	12,800	14,800	14,800	13,900	15,900
	33 岡山県	14,900	15,300	15,000	15,800	8,400	13,000	14,800	15,500	14,000	15,500
	34 広島県	14,900	14,600	14,400	14,800	8,600	12,600	14,600	14,800	13,800	16,000
	35 山口県	15,100	14,600	14,300	14,700	7,900	12,700	14,800	14,800	14,100	15,400
四国	36 徳島県	13,800	12,000	13,700	12,900	8,600	12,600	12,900	13,300		13,500
	37 香川県	13,600	12,000	13,900	12,900	8,200	12,600	12,900	12,700		13,000
	38 愛媛県	13,600	12,000	13,900	12,900	7,600	12,600	12,900	12,800		13,200
	39 高知県	13,600	12,000	13,900	12,900	7,500	12,600	12,900	12,800		13,300
九州	40 福岡県	14,500	13,800	15,400	14,000	7,500	12,000	12,900	12,300		14,500
	41 佐賀県	14,500	13,800	15,400	14,000	7,500	11,900	12,900	12,300		15,100
	42 長崎県	14,500	13,700	15,400	13,900	7,400	12,000	12,900	12,300		15,100
	43 熊本県	14,500	13,800	15,400	13,900	7,600	12,000	12,900	12,000		15,100
	44 大分県	14,500	13,800	15,400	13,900	7,100	12,000	13,200	11,900		15,100
	45 宮崎県	14,500	13,800	15,400	13,900	7,300	12,000	12,800	11,900		15,100
	46 鹿児島県	14,500	13,800	15,400	13,800	7,900	12,000	12,900	12,000		15,100
沖縄	47 沖縄県	15,300	15,200	16,400	14,900	7,000	15,000	13,400	12,800	18,700	14,800

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義・作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 <ul style="list-style-type: none"> イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタシヨベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、パイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>
04 造園工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 <ul style="list-style-type: none"> a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法面工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレイカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ

職 種	定 義・作 業 内 容
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く。）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く。）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く。）</p>
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（49建築ブロック工に該当するものを除く。）</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能および必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>
11 鉄 骨 工	<p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方相番作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。）</p>
12 塗 装 工	<p>塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む。）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く。）</p>
13 溶 接 工	<p>溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。）</p>
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレパドーザ・スクレパ・モータスクレパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬</p> <p>b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしめまたは締固め</p> <p>d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装</p> <p>e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き</p> <p>f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作</p> <p>g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）</p>
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</p>

職 種	定 義・作 業 内 容
15 運転手（一般）	<ul style="list-style-type: none"> b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車，ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削，積み込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し，潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削，運搬等の作業を行うもの
17 潜 かん 世 話 役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し，潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し，爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し，トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込，維持，点検等 c. アーチ部，側壁部およびインパートのコンクリート打設等 d. ずり積込機，バッテリーカー，機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立，取付け，除去等 f. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し，トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの <ul style="list-style-type: none"> a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し，もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し，主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> a. PC橋の製作のうち，グラウト，シーズおよびケーブルの組立，緊張，横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立，解体，移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場，支保工等の組立，解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し，橋りょう，水門扉等の塗装，ケレン作業等（工場内を含む。）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し，もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し，もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役，21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く。）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船，台船等の雑船を除く。）の各部門の長または統括責任者をいい，次に掲げる職名を標準とする。 船長，機関長，操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長，甲板長等を除く。） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 以下の水面は，海面に含める。（27普通船員，28潜水士，29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面 </div>
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船，台船等の雑船を含む。）の船員で，高級船員以外のもの
28 潜 水 士	潜水士免許を有し，海中の建設工事等のため，潜水器を用いつつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの（潜水器（潜水服，靴，カブト，ホース等）の損料を含む。） 「潜水士免許」とは，労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう。
29 潜 水 連 絡 員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの <ul style="list-style-type: none"> a. 潜水士と連絡して，潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し，所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの

職 種	定 義・作 業 内 容
31 山林砂防工	相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積み込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌道工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、マクラギ、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立、取付け、解体等（坑内作業を除く。） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プaster、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） b. 床または壁の穴あけ
38 防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（47ダクト工に該当するものを除く。）
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く。）
43 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、せっこうボードその他ボード等の内装材料を床、壁または天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 交通誘導員	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導業務に従事するもの
46 建具工	戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
47 ダクト工	金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く。）
48 保温工	建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの
49 建築ブロック工	建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く。）
50 設備機械工	冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの